

役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条に定める役員の受ける給与について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 職員であって理事を兼ねている者には支給しない。

(役員・評議員の給与)

第3条 役員の受ける給与は報酬とする。

第4条 役員の報酬額は次のとおりとする。

役職名	日額
理事長	10,000円
理事及び監事	7,000円

第5条 役員の報酬の支給日は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日に遡及し施行する。

この規程は、平成26年4月1日に一部改正し施行する。